

令和3年度 フロン対策講習会

都の取組と立入指導 状況等について



東京都環境局

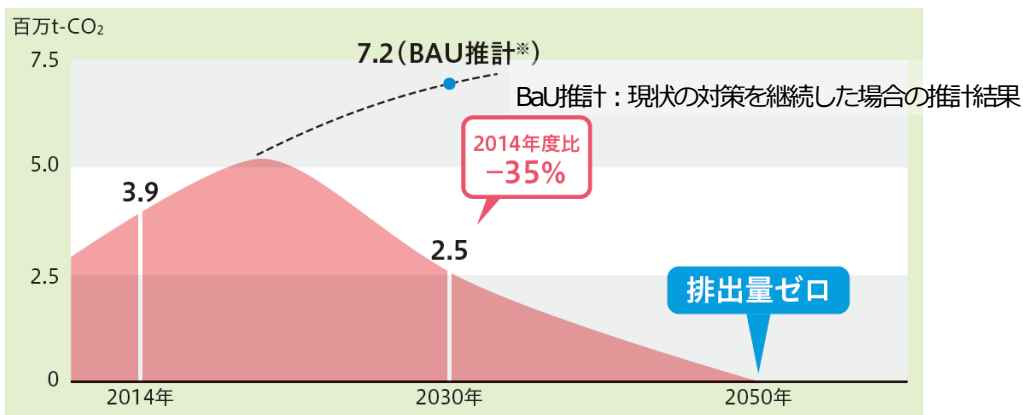
- 
- 1. 2050年ゼロエミッションの実現**
 2. 立入指導状況について
 3. 充填回収業者の義務と注意事項

ゼロエミッション東京戦略

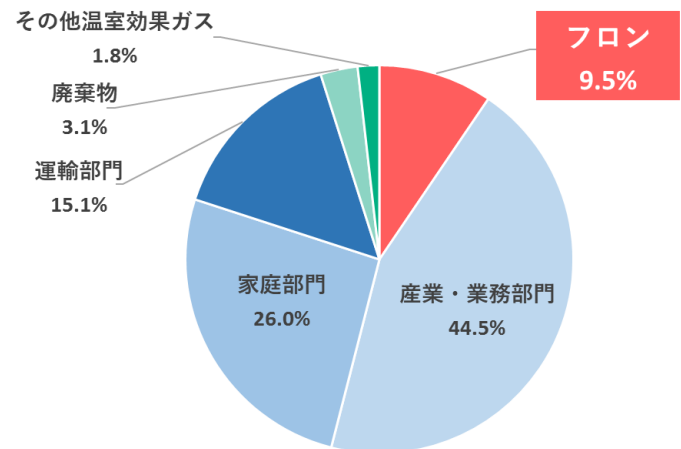
- 2050年カーボンニュートラル実現に向け、国は地球温暖化対策計画を大幅に見直し、2030年度温暖化ガスの排出量を2013年度比46%削減するという目標が示された。
- 都は、温室効果ガス削減に向けた取組をこれまで以上に強化することとし、フロン対策は、「ゼロエミッション東京戦略」において2050年までにフロン排出量ゼロとする目標を掲げている。

〔都内フロン排出量目標〕

〔都内温室効果ガス排出量割合（2019年度速報値）〕



ゼロエミッション東京戦略2020Update & Report(2021年3月) より



ゼロエミッション東京戦略目標達成に向けた取組

① 廃棄時漏えい対策

- 都では改正フロン排出抑制法施行に合わせてフロンGメンを設置し、立入指導を強化
- 悪質な事業者へは勧告など厳正な対応を実施

② 使用時漏えい対策

- 法改正内容や簡易点検に関する動画を配信し、法や機器の適正処理を周知
- フロン排出削減対策の有効性を検証するためのモデル事業を実施

③ ノンフロン機器への転換

- 中小事業者を対象にノンフロン冷凍冷蔵ショーケースの導入補助を実施

	R 1	R 2	R 3
補助実績（台）	38	141	160

※令和3年度は10月末時点
申請台数

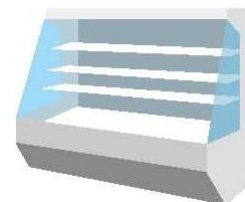
東京都省エネ型ノンフロン機器普及促進事業

補助事業の内容 （ノンフロン冷凍冷蔵ショーケース導入への補助）

①	補助対象者	中小事業者及び個人の事業者（リースする場合も含む。） ※冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を除く。
②	補助対象機器	省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵ショーケース
③	補助条件	・都内の事業所に設置されること。 ・未使用品であること。 ・2022年3月11日までの間に設置完了されること。
④	補助対象経費	内蔵型ショーケース：補助対象機器の購入費及び運搬据付費 別置型ショーケース：補助対象機器の購入費、運搬据付費及び工事費 ※運搬据付費は機器購入費の30%まで
⑤	補助金の額	補助対象経費の1/3（千円未満は切り捨て、消費税は対象外） ※国等の補助がある場合は、その額を除いた額
⑥	限度額	1事業者あたり500万円まで
⑦	申請期間	2021年4月1日から2022年2月18日まで

〈ノンフロン冷媒〉
プロパン（R290）
イソブタン（R600a）
CO2（R744）等

〈対象機器〉



食料品等を冷凍
冷蔵して陳列す
るショーケース

制度詳細は下記ホームページをご参照ください。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/cfc/nonfron-go.html>

- 
1. 2050年ゼロエミッションの実現
 - 2. 立入指導状況について**
 3. 充填回収業者の義務と注意事項

立入実績

■ フロン排出抑制法の改正を踏まえ、対策を強化（R2～）

- ・ 非木造建築物解体現場全件へ立入調査・指導
- ・ 悪質な事業者へは勧告など厳正な対処を実施

＜実績＞

	R 2	R 3
立入調査件数	4,958	2,535
勧告件数	4	20

※R3年度は10月末時点



指導事例①

■ 建物解体工事において、第一種特定製品の有無についての事前確認書面の未交付や交付の確認ができない。

- ⇒ ・ 建物を解体する場合は、業務用建物だけでなく住宅の場合も、解体元請業者から発注者に第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の有無について書面で事前説明する必要があります。
- ・ 発注者、解体工事元請業者はそれぞれ事前確認書面を3年間保存する必要があります。（法※第42条）

※フロン類の使用の合理化及びフロン適正化に関する法律（フロン排出抑制法）。以下同じ。

Q 事前説明の対象とならない「第一種特定製品が設置されていないことが明らかな建築物その他の工作物」とはどのようなものを指すのか。

A 東屋、鉄塔、煙突、橋梁など建築物の様態により明らかなもの
発注者から第一種特定製品がないことの説明を受けた場合などは含みません。

指導事例①

(事前確認書面・参考様式)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

第一種特定製品事前確認結果説明書

交付年月日 年 月 日

※交付の日から3年間保存

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称

住所

(特定解体工事元請業者)

氏名又は名称

住所

責任者氏名：

印

電話番号：

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称

特定解体工事の場所

第一種特定製品（フロン類を使用する業務用冷凍空調機器）の設置の有無			
□あり		□なし	
フロン類回収済み	フロン類未回収	□当初から設置なし □撤去済み □家庭用機器のみ ※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。	
エアコンディショナー	エアコンディショナー		
台	台		
冷蔵庫及び冷凍機器	冷蔵庫及び冷凍機器	□家庭用機器のみ ※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。	
台	台		
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類回収済みの機器の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 □発注者が実施 □受注者が実施	※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類の回収 □発注者が実施 □受注者が実施 ・フロン類回収後の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 □発注者が実施 □受注者が実施 ・フロン類の回収等に係る費用 □当初契約に計上 □設計変更対象		

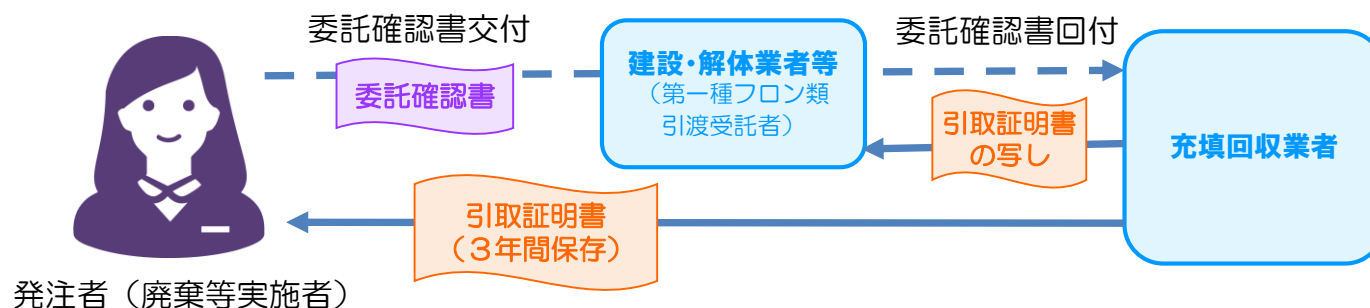
環境省ホームページから
ダウンロードできます

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_r01/attach/jizennkakuninnsyo-example_%28R02_Ver01%29.pdf

指導事例②

- 建物解体工事発注者が、元請業者に業務用冷凍空調機器の処分を委託しているにもかかわらず、フロン回収を委託するのに必要な委託確認書を元請業者に交付していない。

- ➡ 業務用冷凍空調機器を廃棄する際に、フロン回収を他者に委託しても適正処理が行われるよう確認する責任は発注者にあります。
- ・ 委託確認書を元請業者に交付するとともに、フロンの引取証明を委託業者から受け取り適切に処分したことを確認してください。
- ・ 引取証明書は3年間保存してください。



指導事例②

(第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等)

第四十三条

- 2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合（当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。）において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面（以下「委託確認書」という。）を交付しなければならない。
- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
 - 三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
 - 四 その他主務省令で定める事項
- 3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による回収依頼書の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該回収依頼書の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(引取証明書)

第四十五条

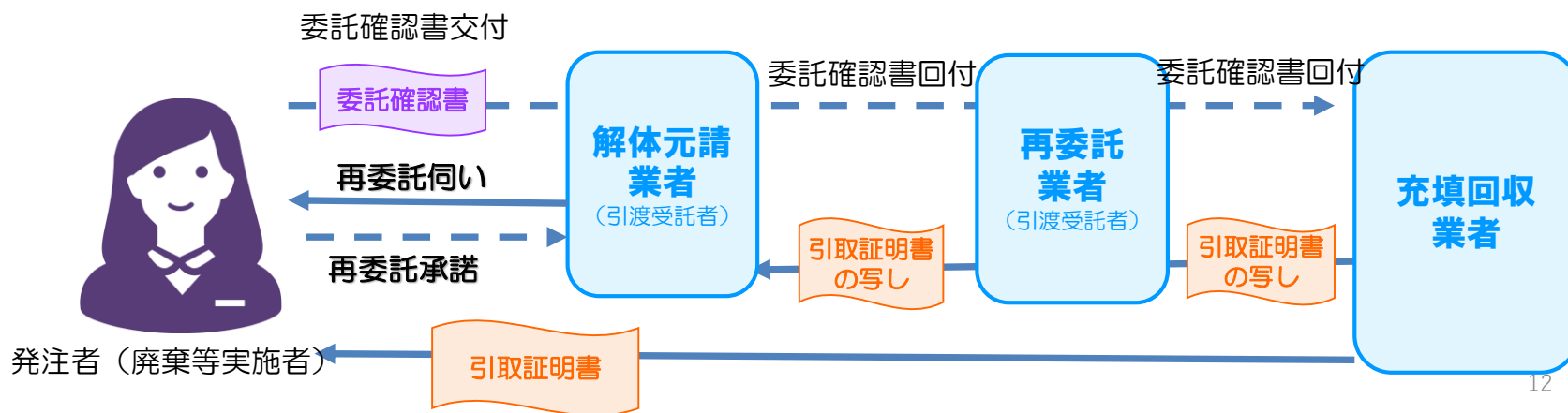
- 3 第一種特定製品廃棄等実施者は、前二項の規定による引取証明書の交付又は送付を受けたときは、当該引渡しを終了したことを当該引取証明書により確認し、かつ、当該引取証明書を当該交付又は送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

罰則：法第105条第2号第3号第4号の規定により30万以下の罰金

指導事例③

■ 解体工事元請業者がフロンの引き渡しを他者に再委託したにもかかわらず、発注者に再委託の承諾を得ず、また再委託業者に委託確認書の回付を行わなかった。

- ➡ ・フロンの引き渡しを再委託する場合は、発注者に再委託の承諾を得ることが必要です。
- ・元請業者は、再委託承諾書の受領後、再委託先に委託確認書の回付を行わなくてはなりません。
 - ・元請業者、再委託業者はそれぞれ回付した書類の写しを3年間保存してください。



指導事例③

(第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等)

第四十三条

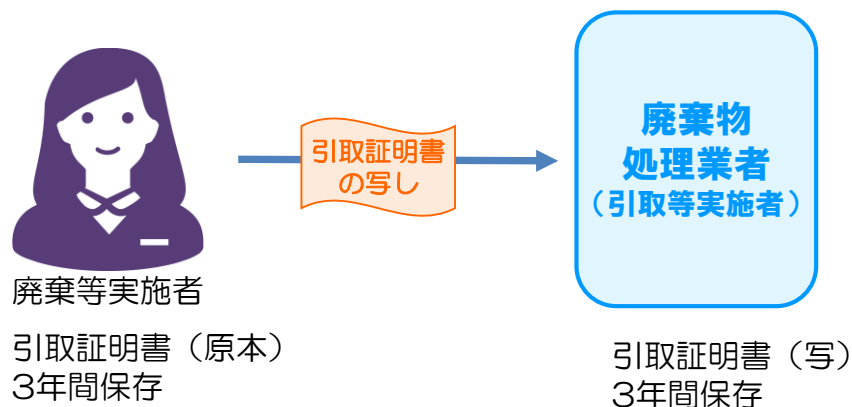
- 4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者（当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類充填回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。）は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 5 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類充填回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 7 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

罰則：法第104条第1号の命令違反の場合50万以下の罰金

指導事例④

■ 廃棄物・リサイクル業者が引取証明書のない業務用冷凍空調機器の引取りを行っていた。

- ⇒
- ・ フロン類の回収が確認できない機器の引取りはできません。
 - ・ 業務用冷凍空調機器を引き取る際は、引取証明書の写しの交付を受けてください。
 - ・ 引取証明書の写しは3年間保存してください。



指導事例④

(第一種特定製品の引取り等)

第四十五条の二 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け（以下「引取り等」という。）を行おうとする者（以下「第一種特定製品引取等実施者」という。）に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者（第一種フロン類充填回収業者である者に限る。）に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

- 4 何人も、第四十一条の規定により第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は第一項若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行ってはならない。

罰則

第45条の2 第1号違反：法第105条第5号の規定により30万円以下の罰金

第45条の2 第4号違反：法第104条第3号の規定により50万円以下の罰金

都と警察の連携事案

法改正を機に警視庁と都はフロンのみだりな放出などの不適正事案を撲滅するため連携して取締りを強化

- 八王子市解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどとして、警視庁生活環境課は建物解体業者の代表取締役と社員、自動車販売会社の社員の計3人と、法人としての両社を**フロン排出抑制法違反の疑いで令和3年11月9日に東京地方検察庁立川支部へ書類送致**
- **改正フロン排出抑制法施行後の事件化は全国初**

都と警察の連携事案

- 本事案では警視庁の通報により都が立入検査を実施、リークディテクターによる現認、現場の大気を採取しフロンのみだり放出を確認
- 都では、立入検査後、事情聴取の上、自動車販売会社、元請事業者、建物解体業者への勧告や是正指導を実施

（リークディテクターによるフロン探知）



（配管切断部からフロン採取）



都と警察の連携事案

送致内容

(1) 自動車販売会社

フロン回収を委託する際に法令で定められた委託確認書を交付しなかった疑い
法第43条第2項違反（委託確認書不交付）
罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金

(2) 建物解体業者

エアコンに充填されているフロンガスを回収しないまま重機で取り外し、フロンガスを大気中に放出させた疑い
法第86条違反（みだり放出）
罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

（フロン類の放出の禁止）

第八十六条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。

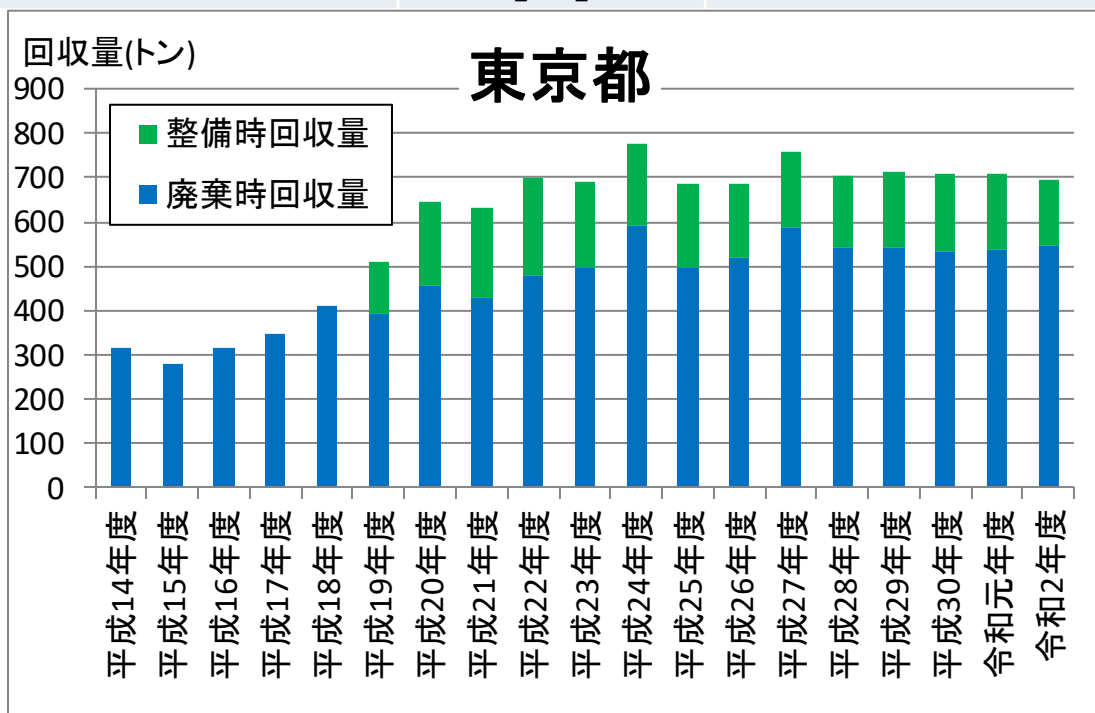
➤ 今後も悪質な事例には司法との連携により厳正に対処

- 
1. 2050年ゼロエミッションの実現
 2. 立入指導状況について
 - 3. 充填回収業者の義務と注意事項**

フロン類回収量等の推移

令和2年度の集計結果（東京都）

充填量	[kg]	449,018
充填台数	[台]	58,163
回収量	[kg]	694,946
回収台数	[台]	166,926



フロン排出抑制法に基づく回収量等の推移

令和2年度充填量回収量報告（東京都）

	単位	令和 2年度	令和 元年度	増減 (R2-R1)
充填量	t	499	530	△ 31
充填台数	台	58,163	63,830	△ 5,667
年度当初保管量	t	30	33	△ 3
回収量	t	695	707	△ 12
CFC	t	17	10	6
HCFC	t	267	310	△ 43
HFC	t	411	386	25
回収台数	台	166,926	149,802	17,124
自ら再生後、充填	t	10	15	△ 5
49条業者へ持ち込み	t	240	246	△ 5
再生業者へ持ち込み	t	69	67	2
破壊業者へ持ち込み	t	379	383	△ 3
年度末保管量	t	25	29	△ 4

- ・ 充填量の8割以上がHFC

指導事例（充填回収量報告）

■ 都において充填回収業者登録をしているにもかかわらず、充填回収量報告をしていない。

- ⇒ ・前年度に行ったフロン類の充填回収量等の記録をもとに、年度終了後45日以内に東京都へ報告することが必要です。
- ・東京都では、毎年3月に当該年度の報告について様式等を送付しています。
- ・充填・回収量がゼロの場合も報告が必要です。
- ・充填量・回収量等に関する記録は、5年間保存してください。

Q 下請業者がフロン類の回収を行っている場合、充填回収量報告は元請業者から提出してもよいのか？

A 実際に回収作業を行った下請業者が報告しなくてはなりません。

指導事例（充填回収量報告）

（充填量及び回収量の記録等）

第四十七条 第一種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。第三項において同じ。）、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

3 第一種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

罰則：法第107条第1号第2号の規定により20万以下の罰金

指導事例（充填回収量報告）

■東京都フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る行政処分要綱（令和2年12月21日 2環改保第874号）

（第一種フロン類充填回収業者の登録の取消等）

第5条 第一種フロン類充填回収業者に対する登録の取消し等行政処分の要件及び内容は、別表1のとおりとする。

別表1 第一種フロン類充填回収業者に対する行政処分の基準（第5条関係）

処分の要件	処分の内容
4 法第35条第4号に該当するとき。 （法若しくは法に基づく命令又は法に基づく処分に違反したとき。）	
① フロン類の製造、充填、回収、引取り、引渡し若しくは再生又は破壊に関する命令違反（法第104条第1号）	登録取消し
② 業務停止命令違反（法第103条第3号）	
③ 変更、廃業等届出義務違反（法第105条第1号又は第109条第2号）	事業停止 30 日
④ 記録義務違反（法第107条第1号）	
⑤ 無報告、報告拒否又は虚偽報告（法第107条第2号）	
⑥ 立入検査の拒否、妨害又は忌避（法第107条第3号）	
⑦ その他の違法行為	事業停止 10 日

指導事例（引取証明書）

- 充填回収業者として1台分のフロン回収作業しかしていないにもかかわらず、回収作業をしていないフロンが抜けてしまっていると思われる機器台数の引取証明書への代筆（虚偽記載）を依頼者に認めてしまった。

（違反例）

下記のとおりフロン類を回収しました。

フロン類の種類		CFC		HCFC		HFC		計	
第一種 特定製品の種類		台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
エアコンディショナー									
冷蔵庫及び冷凍機器				1	0.3			1	0.3
計				1	0.3			1	0.3
結核に記載されている充填量 (別添表で記入する)									
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因									

充填ゼロ確認時の使用例	
エアコンディショナー	2 台
冷蔵庫及び冷凍機器	1 台
計	3 台

（確認証明書の時使用）

回収作業をしていない3台分を「充填ゼロ確認欄」に後から記載
(交付時は未記入)

- ⇒ フロン類の引取り又は、充填されていないことの確認を求められたときは、フロン排出抑制法第44条第2項に基づき、フロン類の回収に関する基準に従ってフロン回収又は充填されていないことの確認を行うことが必要です。
- ・ 回収依頼書を受け取る際は記載必須事項に記載があるかなど（特に交付日欄の空欄が多い。）内容を確認するとともに、引取証明書を交付する際は、未記入欄には斜線を引くなど交付後に改ざんされることがないように注意してください。

指導事例（引取証明書）

（第一種フロン類充填回収業者の引取義務）

第四十四条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第四十一条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

（引取証明書）

第四十五条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引取りを証する書面（以下この条、次条及び第百五条において「引取証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を送付するとともに、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書の写しを交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該送付をした引取証明書の写しを当該送付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

罰則：法第104条第1号の命令違反の場合50万以下の罰金

フロン類充填回収業者の義務

■業者の登録（登録・更新・変更）

- ・ 5年ごとに更新が必要（法30条第1項）
有効期限内に更新を受けない場合は、その登録の効力を失う。
- ・ 法人や事業所の情報（名称や住所）に変更があった場合は
30日以内に変更届の提出が必要（法第31条第1項）

様式は都のホームページからダウンロードできます。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/cfc/collection_trader/jutenkaisyu.html

フロン類充填回収業者の義務

■ 充填証明書の交付（設置時・整備時）

（法第37条第4項）

- ・ 充填を行った日から30日以内に管理者に交付

■ 回収証明書の交付（整備時）

（法第39条第6項）

- ・ 回収を行った日から30日以内に管理者に交付

Q 「整備時」と「廃棄時」の書面について

A 廃棄時も機器からフロンを回収するため、発行する証明書を『回収証明書』と勘違いしている方がいます。廃棄時は、行程管理制度の引取証明書です。御注意ください。

充填・回収証明書のひな型は都のホームページからダウンロードできます。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/cfc/collection_trader/jyuten.html

フロン類充填回収業者の義務

■引取証明書の交付・写しの保存（法第45条第1項）

- ・ 廃棄等実施者からフロンを直接引き取った時は、
30日以内※に引取証明書を交付（写し3年間保存）

※建物の全部または一部解体を伴う場合は90日以内

➤ 廃棄等実施者は回収依頼書又は委託確認書を交付後30日以内（解体の場合は90日以内）に引取証明書の交付がなかった場合は、都道府県知事にその旨の報告をすることが必要（法第45条第3項）

Q 廃棄時のフロン回収の証明書は何を使ったらいいの？

A 市販されている行程管理票をお使いいただくと、フロン回収依頼から引き取った証明書まで記載できる様式となっています。

フロン回収の依頼者（廃棄等実施者）に、フロン充填回収業者からも御提示ください。

フロン類充填回収業者の義務

■ フロンが充填されていないことの確認（法第41条）

- ・ 第一種特定製品の廃棄時にフロン類が残存していないことを確認した場合は、確認証明書を交付（写し3年間保存）

Q 「確認証明書」と「引取証明書」について

A 機器廃棄時にフロン回収を依頼され、結果回収量が「ゼロ」だった場合は引取証明書の交付（回収量欄にゼロと記載）になります。

確認証明書は、フロンが充填されていないことの「確認依頼」を受けた場合のみ発行する書類になりますので御注意ください。

＜注意＞ フロン類が充填されていないことの確認について

- ・ 確認作業の基準（施行規則第27条の2第1項第1号）

施行規則第40条に定めるフロン類の回収に関する基準に従い、基準圧力以下まで吸引してもフロンが回収されないこと。

また、フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、確認作業を自ら行い又は確認作業に立ち会うこと。

フロン類充填回収業者の義務

■ フロンの引渡義務（法第46条第1項）

- ・ 引き取ったフロンは、原則「破壊業者」「第一種フロン類再生業者」に引き渡すこと（都認定の施行規則第49条^{第1号}業者(旧7条業者)に引き渡すことも可）。

Q 再生（破壊）証明書はどうしたらいいですか？

A 第一種フロン類充填回収業者は再生（破壊）証明書の写しを3年間保存することとされています。

管理者には迅速に回付してください（管理者は、この証明の確認のみで保存義務がありません。）。

フロン充填回収業者の皆様へのお願い

- 施主や元請事業者のフロン法に対する無関心が違法処理を助長します。
- フロン排出抑制対策には、法に精通した充填回収業登録を持つ皆様が指導的立場にあります。
- 充填回収を依頼された場合には、法的義務を十分に説明し、理解を求めてくださるようご協力をお願いします。

ホームページにも各種情報を掲載しています。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/cfc/index.html>

東京都 フロン対策

検索



東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当

03-5388-3471（直通）